

日本政治の分水嶺

東京第5検察審査会の起訴相当議決を受けて、東京地検特捜部の小沢幹事長に対する事情聴取が5月15日に行われました。

3ヶ月以内に補充捜査をして再処分をすることが定められていて、一方で7月には参議院選挙が予定されていることから、この時点で事情聴取を先行的に行ったことは、他に新しい証拠を収集出来る見込みはないと東京地検特捜部が考えて早期に再び不起訴処分にすると思われます。従って、改めて検察審査会にかかることになりませんが、前回と同様の過ちを繰り返すことは絶対に許されるものではありません。

即ち、前回の議決内容は共犯者の供述があるとして証拠の標目を掲げるだけでその具体的な吟味がキチンとなされているとは言い難い代物であり、状況証拠らしきものを並べて小沢幹事長を独裁者と決め付け感情論で起訴相当と断じているわけです。そもそも検察審査会が起訴相当と指摘した事実は不動産購入の時期を04年10月なのに05年1月として収支報告したということに尽きており、資金の出所が水谷建設からの収賄等というもっともらしい非難は全く事実無根であったのであり、不動産購入日を代金支払日でなく登記日とすることは今日の取引社会ではよく行われていることであり実質的な違法性はないのです。

政治資金の透明性を確保する政治資金規正法の趣旨からすれば申告が期を跨いだとしても何ら実害が存するわけではありません。あたかも大事件であるかのようにマスコミと特捜部が煽り立てた結果もたらされたのが検察審査会議決であり、これが日本政治に異様な影響を及ぼそうとしているのです。

しかも、審査申立人が[]という在日の特権を許さない市民の会の会長であり、永住外国人の地方参政権を現実化させないために申し立てたと述べていること、審査補助員として今回の議決を一人で起案したと考えられる[]弁護士は73歳のヤメ検・ヤメ判で、今年3月に開かれた彼の所属する法律事務所の40周年パーティーには谷垣自民党総裁やみのもんたが出席していること等、検察審査会の運営に関わる一連の経過には政治的色彩が色濃く窺われ議決の公正性に多大の疑問があるのです。

国民感情に基づく刑事訴追の危うさの極限的実例が今眼前に現れようとしており、選挙に基づく政権交代が台無しにされようとしているのです。日本の政党政治にとって正に正念場の時です。

2010/05/20

つじ恵事務所

平成22年(2010)日刊24308号

8|4[水]



発行所 ©産経新聞東京本社2010
 〒100-8077東京都千代田区大手町1-7-2
 ☎東京(03)3231-7111 (大代表)

野村證券

NOMURA

野村でFX

NOMURA JOY

インターネット専用サービス

☎0120-142-855 平日9:30~17:00

産経新聞

朝の詩

その肩を

兵庫県宝塚市

金沢 雅美 48

子の背は
真っ直ぐに立つ
重い荷を負う日は
まだ 来ぬともよい
その肩を
風が冷やさぬよう
母は包む 両の手で
荷を
分かつことはできない
母は
せめて 今
その肩を包む

(選者 新川和江)

山教組の教員

メールで投票依頼

民主党の興石東参院議員会長(74)が3選した7月の参院選山梨選挙区で、興石氏の支持母体である山梨県教職員組合(山教組)の教員が公示直前、知人に携帯電話のメールで興石氏への投票を呼びかけていたことが3日、関係者への取材で分かった。山教組をめぐっては、やはり参院選直前に「興石氏必勝」と記載した機関紙を山教組OB数百人に配布していたことが判明したばかり。政治的中立が求められる教員の選挙活動は、国家公務員法などで禁じられているが、山教組の「無法ぶり」がまた明らかになった。

(22面に関連記事)

公職選挙法は公示前の選挙運動を全面的に禁じており、携帯電話などのメールを使った運動も禁じている。総務省によると、選挙運動とは一般に「特定の候補者を当選させる目的を持って有権者に働きかける行為」と定義されており、教員が送ったメールが同法に抵触する恐れもある。関係者によると、この教員は、県南の町立中学校に勤務する40代の男性教員。7月11日に投票された参院選の公示直前の6月中旬、知人の50代の男性会社員に、「選挙のお願いですー」というタイトルの携帯メールを送信し、参院選について、「山梨県教職員組合出身の『興石東』を宜しくお願いしますー」と呼びかけていた。メールでは興石氏について、「民主党の参院議員会長なので自民党をはじめ野党の反発や、母体である我々山梨の教員へのいわれなきバッシングも強烈で苦戦しています」と、窮状を吐露。そして「山梨選挙区は興石東を、比例区は民主党をお願いしますー」と明確に投票を依頼していた。また山教組はこれまで、教員たちに「個票集め」と呼ばれる有権者名簿の基になる「支持者カード」のノルマを課してきたとされるが、このメールでも「名前だけ貸してくださいれば有り難い」と要請していた。メールを受け取った男性会社員は「文面からは、私以外にも同じメールを送っていると思う」とした上で、「これまで、こんなメールが送られてくることはなかったので、選挙戦で相対追いつめられていたのだと思う」と話した。県教委は、「事実なら政治的中立を疑われる好ましくない行為だが、教員としての地位を利用したものはなく、送信先も不特定多数でないならば法に触れないのではないかと」と山教組教員の活動を容認する考えを示している。

青森県田舎館村で田んぼアトが見えるを迎え、夏休みの観光客でにぎわっている写真(三尾郁恵撮影)。広さ1万5千平方メートルの田んぼに緑色の地元の特産米「つがるロマン」と「紫稻」「黄稻」などの稲を使い、五条大橋での弁慶と牛若丸

大地に描く
津軽ロマン

の戦いを再現した。絵は城の形をした村役場の天守閣から眺められ、10月2日まで毎日開放。村役場の田んぼアート担当者、浅利高年さんは「東北新幹線開通で青森県がもっと元気になれば」と新幹線開通に期待を寄せている。

平成22年8月4日 予算委員会

自由民主党 参議院議員 西田昌司事務所作成

出典：産経新聞8月4日朝刊

北 教

発行所
北海道教職員組合
札幌市中央区南3条西12丁目
電話 (011) 8655
発行人/佐 東 肇
編集人/木 村 政 広
(組合員の購読料は) 定額内
(組合員以外に含む) 定額外
印刷 (株) 中 野 誠 工
〒060-0561 5597

参院選
特集号

信頼の
バックアップ

北海道共済
北海道支部
TEL 011-531-1001

参議院議員選挙が公示されました
比例区は「なだにや正義」
選挙区は「藤川まさし」

7月11日が投票日

「親書」「電話」でももう一度確認を
みんなで声を掛け合って投票に行こう

6月24日、参議院選挙が公示され、比例区の日政連「なだにや正義」参議院議員、北海道選挙区の「藤川まさし」候補、「徳永えり」候補をはじめ、野党の4候補もいっせいに街頭に出て、有権者に政策を訴えています。

各種マスコミの世論調査によれば、菅直人新首相誕生によって民主党に対する政党支持率は自民党のそれを大きく上回っていると言われています。しかし、北海道選挙区においては自民党新人候補が先行し、二議席の確保をめざす民主党は遅れを取っているといわざるを得ません。「連合」組織候補の「藤川まさし」は労働者の代表としてこの選挙に臨んでいます。組織内には浸透してきたというものの、組織の外にある「民主党支持」または「支持政党なし」層へのアピールは十分なものとはなっていません。自民党からの「新」離脱によって「保守票」は分散されると見られるものの、前回の衆議院選挙で民主党候補に投票した「支持政党なし」の「保守的な浮動票」がどのような動きをするかはきわめて不透明と言わざるを得ません。また北海道においてキャスティングボートを握り、これと与党として自民党との選挙協力を進めてきた公明が中央では自民党候補への「推薦・支持」をしない

教育基本法を元にもどし、平和憲法を守ろう

第一声 藤川 まさし
北海道選挙区

第一声 なだにや 正義
比例区

◎このような方法もあります◎

参議院選挙の選挙人名簿は公示日の前日から3ヶ月間で作成されることから、それ以降に転居した場合などは、旧住所の市町村での投票となります。この場合「転居による期日前投票」が可能です。新住所の選挙管理委員会にて下記のような手続きが必要です。

① 旧住所の選挙管理委員会では旧住所の市町村に期日前投票所を請求するための手続きをします。[請求書・住所変更届]に記入の上、旧住所の選挙管理委員会にて届けます。

② 期日前、旧住所の選挙より投票用紙などが自宅に送られてきます。

③ これを新住所の選挙管理委員会に持参すると、投票ができます。[記入した投票用紙]は元の市町村に返送される期日を定め、3日までに手続きを完了してください。

なお、札幌市内で住所移動の場合、投票日の1ヶ月前までに選挙人名簿の移動を完了することから、1ヶ月以内に転居届を提出して旧住所の投票所、それ以降であれば旧住所の投票所での投票となります。

選挙競争に勝利するために、議員の選挙活動が必要ですが、そのために、まず組合員全員が家族と投票所へ足を運ぶことが基本です。そして、知人・友人・教子への「親書」「電話」による支持の確約をもう一度お願いします。「すでに予定が満ちて、忙しくて期日前投票にもいけない」という方もいると思いますが、期日前投票は土日でも可能、投票時間も午後8時までとなっています。必ず投票に行くように心がけてください。

なお、転居した場合など投票が困難な場合でも、簡単な手続きで最寄りの市区町村選挙管理委員会などの投票所が可能です。あなたの大切な一票です。くれぐれも棄権だけはしないよう、心がけましょう。

期日前投票要領

選挙公示の日から投票日の前日まで

午前8時30分～午後8時まで

お住まいの市区町村選挙管理委員会または旧居の指定した施設

「投票所案内ハガキ」(なくても可也です)

◎このような方法もあります◎

参議院選挙の選挙人名簿は公示日の前日から3ヶ月間で作成されることから、それ以降に転居した場合などは、旧住所の市町村での投票となります。この場合「転居による期日前投票」が可能です。新住所の選挙管理委員会にて下記のような手続きが必要です。

① 旧住所の選挙管理委員会では旧住所の市町村に期日前投票所を請求するための手続きをします。[請求書・住所変更届]に記入の上、旧住所の選挙管理委員会にて届けます。

② 期日前、旧住所の選挙より投票用紙などが自宅に送られてきます。

③ これを新住所の選挙管理委員会に持参すると、投票ができます。[記入した投票用紙]は元の市町村に返送される期日を定め、3日までに手続きを完了してください。

なお、札幌市内で住所移動の場合、投票日の1ヶ月前までに選挙人名簿の移動を完了することから、1ヶ月以内に転居届を提出して旧住所の投票所、それ以降であれば旧住所の投票所での投票となります。

期日前投票要領

選挙公示の日から投票日の前日まで

午前8時30分～午後8時まで

お住まいの市区町村選挙管理委員会または旧居の指定した施設

「投票所案内ハガキ」(なくても可也です)

【平成18.19.20年 政治資金収支報告書 ― 荒井さとし後援会 ― (政治団体)】 札幌

	平成18年	平成19年	平成20年	摘 要
【前期繰越】	6,551,134	2,185,186	7,457,547	
収入				
個人の負担する政党・会費	-	-	-	
寄 付	9,080,000	9,699,331	9,853,000	
機関誌の発行、その他	23,195,000	24,601,055	24,984,580	政治資金パーティー年2回
そ の 他	527	3,068	18,550	
【収入合計】	32,275,527	34,303,454	34,856,130	
支出				
経 常 人 件 費	14,959,641	9,964,300	8,919,106	
経 常 光 熱 水 費	740,201	626,295	716,021	
経 常 備 品 消 耗 品 費	4,055,516	3,255,598	6,519,648	
経 常 事 務 所 費	6,687,277	4,618,866	7,544,445	
政治活動費	26,442,635	18,465,059	23,699,220	
組織活動費	5,351,823	3,567,934	5,113,139	
機関誌、他	4,798,117	5,990,100	6,478,426	
調査研究費	48,900	8,000	19,700	
寄附・交付金	-	1,000,000	-	
そ の 他	-	-	-	
【支出合計】	10,198,840	10,566,034	11,611,265	
【当期収支差額】	36,641,475	29,031,093	35,310,485	
【翌期繰越】	-4,365,948	5,272,361	-454,355	
	2,185,186	7,457,547	7,003,192	

【平成18.19.20年 政治資金収支報告書 ― 21ビジョン開発研究会 ― (資金管理団体)】 札幌

	平成18年	平成19年	平成20年	摘 要
【前期繰越】	2,388,179	607,698	901,917	
収入				
個人の負担する政党・会費	-	-	-	
寄 付	3,397,000	2,752,000	6,303,000	
機関誌の発行、その他	147,000	-	336,000	
そ の 他	60	461	2,279	
【収入合計】	3,544,060	2,752,461	6,641,279	
支出				
経 常 人 件 費	-	927,610	4,839,058	
経 常 光 熱 水 費	-	-	95,127	
経 常 備 品 消 耗 品 費	-	268,272	292,472	
経 常 事 務 所 費	54,180	336,292	259,543	
政治活動費	54,180	1,532,174	5,486,200	
組織活動費	18,000	294,818	652,929	
機関誌、他	172,361	131,250	738,400	
寄 付 金	5,080,000	500,000	-	
そ の 他	-	-	-	
【支出合計】	5,270,361	926,068	1,391,329	
【当期収支差額】	5,324,541	2,458,242	6,877,529	
【翌期繰越】	-1,780,481	294,219	-236,250	
	607,698	901,917	665,667	

【平成18.19.20年 政治資金収支報告書 ― 民主党北海道第3区総支部 ―】 札幌

	平成18年	平成19年	平成20年	摘 要
【前期繰越】	9,866,359	8,946,266	5,564,843	
収入				
個人の負担する政党・会費	1,847,000	1,438,000	966,800	
寄 付	7,722,000	9,139,359	14,904,580	
機関誌の発行、その他	332,200	256,000	-	
本部・支部からの交付金	10,207,250	8,067,000	14,231,500	
そ の 他	27,317	15,830	21,720	
【収入合計】	20,135,767	18,916,189	30,124,600	
支出				
経 常 人 件 費	8,388,993	7,184,877	9,208,216	
経 常 光 熱 水 費	120,530	247,459	150,812	
経 常 備 品 消 耗 品 費	1,051,656	1,728,242	539,751	
経 常 事 務 所 費	6,386,080	7,858,533	5,437,680	
政治活動費	15,947,259	17,019,111	15,336,459	
組織活動費	1,622,112	1,645,938	976,050	
選挙関係費	-	2,200,000	-	
機関誌、他	1,810,989	1,432,563	3,981,587	
調査研究費	45,500	-	-	
寄附・交付金	1,630,000	-	2,759,000	
そ の 他	-	-	-	
【支出合計】	5,108,601	5,278,501	7,716,637	
【当期収支差額】	21,055,860	22,297,612	23,053,096	
【翌期繰越】	-920,093	-3,381,423	7,071,504	
	8,946,266	5,564,843	12,636,347	

【平成18.19.20年 政治資金収支報告書 ― 荒井さとし政治活動後援会 ― (政治団体)】 府中

※出典：総務省ホームページより

	平成18年	平成19年	平成20年	摘 要
【前期繰越】	8,611,956	7,737,483	6,517,236	
収入				
個人の負担する政党・会費	-	-	-	
寄 付	3,170,000	1,400,000	1,390,000	
機関誌の発行、その他	13,319,475	10,952,580	10,880,000	政治資金パーティー
そ の 他	207	9,869	8,561	
【収入合計】	16,489,682	12,362,449	12,278,561	
支出				
経 常 人 件 費	4,235,800	5,789,000	3,200,000	
経 常 光 熱 水 費	-	-	-	
経 常 備 品 消 耗 品 費	378,988	922,176	777,311	
経 常 事 務 所 費	2,298,245	1,774,643	778,750	
政治活動費	6,913,033	8,485,819	4,756,061	
組織活動費	4,798,187	2,397,368	2,541,669	
機関誌、他	3,352,935	2,699,509	1,401,155	
寄 付 金	2,300,000	-	8,020,000	荒井さとし後援会へ
そ の 他	-	-	-	
【支出合計】	10,451,122	5,096,877	11,962,824	
【当期収支差額】	17,364,155	13,582,696	16,718,885	
【翌期繰越】	-874,473	-1,220,247	-4,440,324	
	7,737,483	6,517,236	2,076,912	